

(理事会の決定事項)

第31条 次の各号に掲げる事項は、理事会において決定する。

- 1 組合会の招集及び組合会に提出する議案
- 2 常務理事の選任及び解任の同意
- 3 事業運営の具体的方針
- 4 準備金その他の財産の保有及び管理の具体的方法
- 5 この規約に定める事項
- 6 その他事務執行に関する事項で理事会において必要と認めたもの

(付則)

1. 第28条の規約を第31条に変更し、また条文の一部を削除し、認可の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。